

議案第 10 号

新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和 2 年新座市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後		
別表第 1（第 2 条関係） 建築基準法関係手数料		
名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	[略]	ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が 30 平方メートル以下のもの <u>8,000 円</u> イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のもの <u>20,000 円</u> ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの <u>34,000 円</u> エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のもの <u>36,000 円</u> オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの <u>39,000 円</u> カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] コ [略]
昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）前項に規定する金額に、昇降機 1 基につき 14,000 円（小荷物専用昇降機にあっては、5,000 円）を加算した額 イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画を変更して建築物を建築する場合 前項に規定する金額に、計画を変更する昇降機 1 基につき 7,000 円（小荷物専用昇降機にあっては、4,000 円）を加算した額 ウ 確認を受けた建築物のみの計画を変更して建築物を建築する場合 前項に規定する金額 エ 確認を受けた昇降機のみの計画を変更して建築物を建築する場合 計画を変更する昇降機 1 基につき 7,000 円（小荷物専用昇降機にあっては、4,000 円）
建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は	建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項ただし書（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 12 条第 2 項ただし書	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに定める基準に適合するもの（イに掲げるものを除く。） 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の項に規定する金額（昇降機を含む建築物にあっては、前項に規定する金額）に、次に定める額を加算した金額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 14,000 円 b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 16,000 円

改 正 前		
別表第 1（第 2 条関係） 建築基準法関係手数料		
名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	[略]	ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が 30 平方メートル以下のもの <u>7,000 円</u> イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のもの <u>14,000 円</u> ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの <u>24,000 円</u> エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え <u>500 平方メートル</u> 以下のもの <u>31,000 円</u> オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略]
昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査（申請又は通知に係る計画に同法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	ア 昇降機を含む建築物を建築する場合（イからエまでに掲げる場合を除く。）前項に規定する金額に、昇降機 1 基につき 14,000 円（小荷物専用昇降機にあっては、5,000 円）を加算した額 イ 確認を受けた建築物の計画及び確認を受けた昇降機の計画を変更して建築物を建築する場合 前項に規定する金額に、計画を変更する昇降機 1 基につき 7,000 円（小荷物専用昇降機にあっては、4,000 円）を加算した額 ウ 確認を受けた建築物のみの計画を変更して建築物を建築する場合 前項に規定する金額 エ 確認を受けた昇降機のみの計画を変更して建築物を建築する場合 計画を変更する昇降機 1 基につき 7,000 円（小荷物専用昇降機にあっては、4,000 円）

計画通知手数料	(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特定建築行為に限る。)	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円 イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。) 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の項に規定する金額(昇降機を含む建築物にあっては、前項に規定する金額)に、次に定める額を加算した金額 (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円
		[略]
建築物に関する完了検査手数料	建築基準法第7条第1項又は <u>第18条第20項</u> の規定に基づく建築物に関する完了検査(次項及び要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料の項に規定する完了検査を除く。)	ア イ以外の場合 (ア) 床面積の合計(市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。)が30平方メートル以下のもの <u>15,000円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>24,000円</u> (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>34,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの <u>37,000円</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>42,000円</u>

[略]		
建築物に関する完了検査手数料	建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査（次項に規定する完了検査を除く。）	アイ以外の場合 （ア） 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下のもの <u>14,000円</u> （イ） 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>17,000円</u> （ウ） 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>24,000円</u> （エ） 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>35,000円</u>

		(カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略] (コ) [略] イ 建築基準法第7条の3第5項又は<u>第18条第30項</u>の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合 (ア)～(ウ) [略] (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>300平方メートル以下</u>のもの <u>28,000円</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え<u>500平方メートル以下</u>のもの <u>36,000円</u> (カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略] (コ) [略]
昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料	建築基準法第7条第1項又は <u>第18条第20項</u> の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	前項に規定する金額に、昇降機1基につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 ア イに掲げる昇降機以外の昇降機 17,000円（小荷物専用昇降機にあっては、10,000円） イ 建築基準法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けた昇降機 16,000円（小荷物専用昇降機にあっては、10,000円）
要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料	建築基準法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する完了検査（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく特定建築行為の場合に限る。）	建築物に関する完了検査手数料の項に規定する金額（昇降機を含む建築物にあっては、ア又はイに規定する額に前項ア又はイに規定する額を加算した額）に、申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に定める額を加算した金額 ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下のもの 3,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの 5,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 6,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 7,000円 オ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 8,000円 カ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 11,000円 キ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 16,000円 ク 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 41,000円 ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え

		(オ) [略] (カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略] イ 建築基準法第7条の3第5項又は<u>第18条第21項</u>の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合 (ア)～(ウ) [略] (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以下のもの <u>33,000円</u> (オ) [略] (カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略]	
昇降機を含む建築物に関する完了検査手数料	建築基準法第7条第1項又は<u>第18条第16項</u>の規定に基づく建築物に関する完了検査（完了検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	前項に規定する金額に、昇降機1基につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 ア イに掲げる昇降機以外の昇降機 17,000円（小荷物専用昇降機にあっては、10,000円） イ 建築基準法第7条の3第5項の中間検査合格証の交付を受けた昇降機 16,000円（小荷物専用昇降機にあっては、10,000円）	

		５０，０００平方メートル以下のもの ６６，０００円 コ 床面積の合計が５０，０００平方メートルを超えるもの １３３，０００円
建築設備に関する完了検査手数料	建築基準法第８７条の４において準用する同法第７条第１項又は第 <u>１８条第２０項</u> の規定に基づく建築設備に関する完了検査	[略]
工作物に関する完了検査手数料	建築基準法第８８条第１項又は第２項において準用する同法第７条第１項又は第 <u>１８条第２０項</u> の規定に基づく工作物に関する完了検査	[略]
建築物に関する中間検査手数料	建築基準法第７条の３第１項又は第 <u>１８条第２８項</u> の規定に基づく建築物に関する中間検査（次項に規定する中間検査を除く。）	ア～ウ [略] エ 床面積の合計が２００平方メートルを超え <u>３００平方メートル以下のもの ２７，０００円</u> オ 床面積の合計が３００平方メートルを超え <u>５００平方メートル以下のもの ３３，０００円</u> カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略] コ [略]
昇降機を含む建築物に関する中間検査手数料	建築基準法第７条の３第１項又は第 <u>１８条第２８項</u> の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に同法第８７条の４の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	[略]
建築設備に関する中間検査手数料	建築基準法第８７条の４において準用する同法第７条の３第１項又は第 <u>１８条第２８項</u> の規定に基づく建築設備の中間検査	[略]
工作物に関する中間検査手数料	建築基準法第８８条第１項において準用する同法第７条の３第１項又は第 <u>１８条第２８項</u> の規定に基づく工作物の中間検査	[略]
検査済証の交付を受	建築基準法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第 <u>１８条第</u>	[略]

建築設備に関する完了検査手数料	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項又は第 <u>18条第16項</u> の規定に基づく建築設備に関する完了検査	[略]
工作物に関する完了検査手数料	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第7条第1項又は第 <u>18条第16項</u> の規定に基づく工作物に関する完了検査	[略]
建築物に関する中間検査手数料	建築基準法第7条の3第1項又は第 <u>18条第19項</u> の規定に基づく建築物に関する中間検査（次項に規定する中間検査を除く。）	ア～ウ [略] エ 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以下のもの <u>31,000円</u> オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略]
昇降機を含む建築物に関する中間検査手数料	建築基準法第7条の3第1項又は第 <u>18条第19項</u> の規定に基づく建築物に関する中間検査（中間検査の申請又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）	[略]
建築設備に関する中間検査手数料	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項又は第 <u>18条第19項</u> の規定に基づく建築設備の中間検査	[略]
工作物に関する中間検査手数料	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項又は第 <u>18条第19項</u> の規定に基づく工作物の中間検査	[略]
検査済証の交付を受	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第 <u>18条第</u>	[略]

ける前 におけ る建築 物等の 仮使用 認定申 請手数 料	<u>38項第1号若しくは第2号</u> （これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査
[略]	

別表第3（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
[略]		
<u>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>	[略]	前項ア(ア)又はイ(ア)に規定する額（共同住宅等にあつては、床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ) a から h まで又はイ(イ) a から h までに規定する額）に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額 ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物について市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下のもの <u>8,000円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>20,000円</u> (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>34,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの <u>36,000円</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>39,000円</u> (カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略] (コ) [略] イ [略] ウ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (ア) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。）</u> a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ける前 におけ る建築 物等の 仮使用 認定申 請手数 料	<u>24項第1号若しくは 第2号</u> （これらの規定 を同法第87条の4又 は第88条第1項若し くは第2項において準 用する場合を含む。） の規定に基づく仮使用 の認定の申請に対する 審査
[略]	

別表第3（第2条関係）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
[略]		
<u>建築基 準関係 規定適 合審査 の申出 を伴う 長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料</u>	[略]	前項ア(ア)又はイ(イ)に規定する額（共同住宅等にあつては、 床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ)aからhまで又はイ (イ)aからhまでに規定する額）に、次のアに定める額を 加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又は ウに定める額を更に加算して得た額 ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物 について市長が別に定める算定方法によって算定し たものをいう。以下この項において同じ。）が30 平方メートル以下のもの <u>7,000円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平 方メートル以下のもの <u>14,000円</u> (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200 平方メートル以下のもの <u>24,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500</u> <u>平方メートル</u>以下のもの <u>31,000円</u> (オ) [略] (カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略] イ [略]

		(a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円</u> (b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円</u> b <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (a) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円</u> (b) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円</u> (c) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円</u> (d) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円</u> (イ) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）</u> a <u>一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円</u> (b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円</u> b <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (a) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13,500円</u> (b) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,500円</u> (c) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 34,000円</u> (d) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 44,000円</u> エ <u>建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定（以下ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなす。）ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (ア)～(オ) [略]
		[略]
建築基	[略]	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅

			<u>ウ</u> 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなす。）ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(オ) [略]
			[略]
建築基	[略]	建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建	

準関係 規定適 合の審 査の申 出を伴 う長期 優良住 宅建築 等計画 変更認 定申請 手数料	建築等計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項ア(ア)又はイ(ア)に規定する額（共同住宅等にあつては、床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ) a から h まで又はイ(イ) a から h までに規定する額）を加算し、 <u>建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の項イからエまでに掲げる場合は、それぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額</u>
[略]	

別表第4（第2条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</u> ア～ウ [略] エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>29,000円</u> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>33,000円</u> (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>59,000円</u> b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>100,000円</u> c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>175,000円</u> d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの <u>256,000円</u> オ [略] カ [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築	[略]	前項に規定する合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額 ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下のもの <u>8,000円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>20,000円</u>

準関係 規定適 合審査 の申出 を伴う 長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料	建築等計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項ア(ア)又はイ(ア)に規定する額（共同住宅等にあつては、床面積の合計の区分に応じ同項ア(イ) a から h まで又はイ(イ) a から h までに規定する額）を加算し、<u>建築基準関係規定適合審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>の項イ又はウに掲げる場合は、それぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額
[略]	

別表第４（第２条関係）

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	[略]	次に掲げる額を合算した額 ア～ウ [略] エ [略] オ [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築	[略]	前項に規定する合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によつて算定したものをいう。以下この項において同じ。）が３０平方メートル以下のもの <u>７，０００円</u> (イ) 床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以下のもの <u>１４，０００円</u>

等計画
認定申
請手数
料

- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 34,000円
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの 36,000円
- (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 39,000円

(カ) [略]

(キ) [略]

(ク) [略]

(ケ) [略]

(コ) [略]

イ [略]

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(2)に掲げるものを除く。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,000円

b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 27,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 68,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 88,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）

a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 7,000円

(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 8,000円

	等計画 認定申 請手数 料		(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>24,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以下のもの <u>31,000円</u> (オ) [略] (カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略] イ [略]	
--	------------------------	--	--	--

		<u>ｂ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(a) 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの １３，５００円</u> <u>(b) 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ２１，５００円</u> <u>(c) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ３４，０００円</u> <u>(d) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの ４４，０００円</u> エ 建築基準法第６条の３第１項又は第１８条第５項の構造計算適合性判定（以下ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（当該一の建築物の２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の２以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなす。）ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(オ) [略]
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	[略]	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</u> ア～ウ [略] エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの <u>(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ａ 床面積の合計が２００平方メートル未満のもの １４，５００円</u> <u>ｂ 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの １６，５００円</u> <u>(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ａ 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ２９，５００円</u> <u>ｂ 床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの ５０，０００円</u> <u>ｃ 床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの ８７，５００円</u> <u>ｄ 床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの １２８，０００円</u> オ [略] カ [略]
建築基準関係規定適合の審	[略]	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項に規定する合算した額を加算し、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手

		<u>ウ</u> 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなす。）ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(オ) [略]
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	[略]	<u>次に掲げる額を合算した額</u> ア～ウ [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略]
建築基準関係規定適合の審	[略]	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項に規定する合算した額を加算し、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手

査の申 出を伴 う低炭 素建築 物新築 等計画 変更認 定申請 手数料		数料の項イからエまでに掲げる場合は、それぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額
---	--	---

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物 エネル ギー消 費性能 適合性 判定手 数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 5,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。アにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 b～g [略]

査の申 出を伴 う低炭 素建築 物新築 等計画 変更認 定申請 手数料		数料の項イ又はウに掲げる場合は、それぞれ当該イ又は ウに定める額を更に加算して得た額
---	--	---

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物 エネル ギー消 費性能 適合性 判定手 数料	建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関す る法律第12条第1項 若しくは第2項又は第 13条第2項若しくは 第3項の規定に基づく 建築物エネルギー消費 性能適合性判定	ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条第3項に規定する他の建築物について、当該 建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネ ルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定 又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを 示す書類が提出された場合</u> (ア) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律第12条第1項又は第13条第2項の規定による 場合</u> a 床面積の合計（市長が別に定める算定方法に よって算定したものをいう。以下この項において 同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 b～g [略] (イ) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律第12条第2項又は第13条第3項の規定による 場合</u> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 9,500

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
44,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
80,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
135,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
230,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの
330,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
66,000円

円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
15,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上
のもの 117,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同
号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
29,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
33,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
59,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
100,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
175,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 256,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適
合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定
める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によっ
て算定したものをいう。以下この項において同じ。）
が300平方メートル未満のもの 267,000
円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の
もの 1,024,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定による場合
(ア(ア)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第
1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
267,000 円

b 床面積の合計が 300 平方メートル以上
1,000 平方メートル未満のもの
334,000 円

c 床面積の合計が 1,000 平方メートル以上
2,000 平方メートル未満のもの
432,000 円

d 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上
5,000 平方メートル未満のもの
616,000 円

e 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上
10,000 平方メートル未満のもの
759,000 円

f 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上
25,000 平方メートル未満のもの
898,000 円

g 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上
のもの 1,024,000 円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第

を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
102,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
130,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
171,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
277,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
362,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
435,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の
もの 510,000円

1 条第 1 項第 1 号口に定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
1 0 2, 0 0 0 円

b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上
1, 0 0 0 平方メートル未満のもの
1 3 0, 0 0 0 円

c 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上
2, 0 0 0 平方メートル未満のもの
1 7 1, 0 0 0 円

d 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上
5, 0 0 0 平方メートル未満のもの
2 7 7, 0 0 0 円

e 床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上
1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの
3 6 2, 0 0 0 円

f 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上
2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの
4 3 5, 0 0 0 円

g 床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上
のもの 5 1 0, 0 0 0 円

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
第 1 2 条第 2 項又は第 1 3 条第 3 項の規定による場合
(ア(イ)に掲げる場合を除く。)

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第
1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
1 3 3, 5 0 0 円

b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上
1, 0 0 0 平方メートル未満のもの
1 6 7, 0 0 0 円

c 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上
2, 0 0 0 平方メートル未満のもの
2 1 6, 0 0 0 円

d 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上
5, 0 0 0 平方メートル未満のもの
3 0 8, 0 0 0 円

e 床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上
1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの
3 7 9, 5 0 0 円

f 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上
2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの
4 4 9, 0 0 0 円

g 床面積の合計が 2 5, 0 0 0 平方メートル以上
のもの 5 1 2, 0 0 0 円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第
1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの
次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの
5 1, 0 0 0 円

b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上

計画の 変更 に係る建 築物エ ネ ル ギー消 費性能 適合性 判定手 数料	建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関す る法律第 1 1 条第 2 項 又は第 1 2 条第 3 項の 規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能適合 性判定	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごと に次に掲げる額を合算して得た額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第 2 9 条第 3 項に規定する他の建築物について、当該 建築物が記載された同条第 1 項に規定する建築物エネ ルギー消費性能向上計画が同法第 3 0 条第 1 項の認定 又は同法第 3 1 条第 1 項の変更の認定を受けたことを 示す書類が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 2, 5 0 0 円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区 分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物につい ては、共用部分の床面積を除く。ア(イ)、イ(イ)及び エ(イ)において同じ。）が 3 0 0 平方メートル未満 のもの 5, 5 0 0 円 b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 5 0 0 円 c 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 6, 0 0 0 円 d 床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上の もの 4 7, 0 0 0 円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げ る区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める算定方法に よって算定したものをいう。アにおいて同じ。） が 3 0 0 平方メートル未満のもの 5, 5 0 0 円 b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のもの 9, 5 0 0 円 c 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 5, 5 0 0 円 d 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上	

1, 000 平方メートル未満のもの
65, 000円

c 床面積の合計が1, 000平方メートル以上
2, 000 平方メートル未満のもの
85, 500円

d 床面積の合計が2, 000平方メートル以上
5, 000 平方メートル未満のもの
138, 500円

e 床面積の合計が5, 000平方メートル以上
10, 000 平方メートル未満のもの
181, 000円

f 床面積の合計が10, 000平方メートル以上
25, 000 平方メートル未満のもの
217, 500円

g 床面積の合計が25, 000平方メートル以上
のもの 255, 000円

5,000平方メートル未満のもの
47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上
のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
33,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
60,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の

もの 91,500円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
14,500円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
16,500円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
29,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
50,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
87,500円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 128,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が300平方メートル未満のもの 133,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル以上未満のもの
167,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
216,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
308,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
379,500円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
449,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の
もの 512,000円

カ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

		(ア) 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ５１，０００円 (イ) 床面積の合計が３００平方メートル以上 １，０００平方メートル以上未満のもの ６５，０００円 (ウ) 床面積の合計が１，０００平方メートル以上 ２，０００平方メートル未満のもの ８５，５００円 (エ) 床面積の合計が２，０００平方メートル以上 ５，０００平方メートル未満のもの １３８，５００円 (オ) 床面積の合計が５，０００平方メートル以上 １０，０００平方メートル未満のもの １８１，０００円 (カ) 床面積の合計が１０，０００平方メートル以上 ２５，０００平方メートル未満のもの ２１７，５００円 (キ) 床面積の合計が２５，０００平方メートル以上の もの ２５５，０００円
建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関す る法律第２９条第１項 の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向 上計画の認定の申請に 対する審査（次項に規 定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第３０条第１項各号に掲げる基準に適合していること を示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定 めるものが提出された場合 (ア) [略] (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区 分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物につい ては、共用部分の床面積を除く。ア(イ)、イ(イ)及び エ(イ)において同じ。）が３００平方メートル未満 のもの １１，０００円 b～d [略] (ウ) [略] イ・ウ [略] エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第１０条第２号イ(1)及びロ(2)又は同号イ (2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額 a 床面積の合計が２００平方メートル未満のもの ２９，０００円 b 床面積の合計が２００平方メートル以上のもの ３３，０００円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区 分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ５９，０００円 b 床面積の合計が３００平方メートル以上 ２，０００平方メートル未満のもの １００，０００円

建築物 エネルギー消費性能 向上計画認定 申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) [略] (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ア(イ)及びイ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 b～d [略] (ウ) [略] イ・ウ [略]	

		<u>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>175,000円</u> <u>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> <u>256,000円</u> <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に規定する合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイからエまでに掲げる場合はそれぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額 ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下のもの <u>8,000円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>20,000円</u> (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>34,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの <u>36,000円</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの <u>39,000円</u> (カ) [略] (キ) [略] (ク) [略] (ケ) [略] (コ) [略] イ [略] ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第12条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特定建築行為の場合 申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（(イ)に掲げるものを除く。） a 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>14,000円</u> (b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>16,000円</u> b 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>27,000円</u> (b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>43,000円</u>

		<u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する <u>法律第34条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（ <u>同法第35条第2項</u> の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前項に規定する合算した額に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額 ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以下のもの <u>7,000円</u> (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの <u>14,000円</u> (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの <u>24,000円</u> (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え<u>500平方メートル</u>以下のもの <u>31,000円</u> <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> [略] イ [略]

		(c) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 68,000円 (d) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> 88,000円 (イ) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに定める基準に適合するもの（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項及び第12条第3項の規定に基づくものに限る。）</u> a <u>一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 7,000円 (b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 8,000円 b <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (a) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 13,500円 (b) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 21,500円 (c) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 34,000円 (d) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> 44,000円 エ <u>建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定（以下ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなす。）ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> (ア)～(オ) [略]
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する <u>法律第31条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する<u>法律第30条第1項各号</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) [略] (イ) <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> a <u>床面積の合計（市長が別に定める建築物につい</u>

		ウ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定（以下ウにおいて「構造計算適合性判定」という。）の実施の申出を伴う場合 申請に係る構造計算適合性判定を行おうとする一の建築物（当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは、当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなす。）ごとに次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)～(オ) [略]	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) [略] (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物につい	

		ては、共用部分の床面積を除く。ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 5,500円 b～d [略] (ウ) [略] イ・ウ [略] エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,500円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 16,500円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 29,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 50,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 87,500円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 128,000円 オ [略] カ [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項に規定する合算した額を加算し、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項イからエまでに掲げる場合は、それぞれ当該イからエまでに定める額を更に加算して得た額

		ては、共用部分の床面積を除く。ア(イ)及びイ(イ)において同じ。)が300平方メートル未満のもの 5,500円 b～d [略] (ウ) [略] イ・ウ [略] エ [略] オ [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項アに規定する額に、前項に規定する合算した額を加算し、建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項イ又はウに掲げる場合は、それぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額
建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対す	次に掲げる額を合算した額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 5,000円

料	る審査	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 23,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 52,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 94,000円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 19,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円 g 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円 イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円
---	-----	--

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
230,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 330,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同
号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
38,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
66,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
121,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 183,000円

エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適
合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲
げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
267,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上
1,000平方メートル未満のもの
334,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
432,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
616,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
759,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
898,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の
もの 1,024,000円

オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適

建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	申請に係る特定建築行為を行おうとする一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た額 ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合 (ア) 一戸建ての住宅 2,500円 (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。ア(イ)、イ(イ)及びエ(イ)において同じ。）が300平方メートル未満のもの 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 11,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 26,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 47,000円 (ウ) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。アにおいて同じ。）が300平方メートル未満のもの 5,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円

		合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 130,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円 (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	<u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u> (ア) <u>床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が300平方メートル未満のもの 5,500円</u> (イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 9,500円</u> (ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円</u> (エ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円</u> (オ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円</u> (カ) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円</u> (キ) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円</u>

円

c 床面積の合計が1,000平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
15,500円

d 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
47,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
74,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
94,000円

g 床面積の合計が25,000平方メートル以上
のもの 117,500円

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定め
る基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
20,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
22,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
40,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
67,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
115,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の
もの 165,000円

ウ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定め
る基準に適合するもの

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの
10,000円

b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの
11,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区
分に応じ、それぞれ次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
19,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの

1

2

3

4

5

6

		<u>33,000円</u> c 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの <u>60,500円</u> d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の もの <u>91,500円</u> エ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定め る基準と同号イ(2)及びロ(2)に定める基準とを併用する もの (ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの <u>14,500円</u> b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの <u>16,500円</u> (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区 分に応じ、それぞれ次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの <u>29,500円</u> b 床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの <u>50,000円</u> c 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの <u>87,500円</u> d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の もの <u>128,000円</u> オ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等 を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適 合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定 める額 (ア) 床面積の合計 (市長が別に定める算定方法によっ て算定したものをいう。以下この項において同じ。) が300平方メートル未満のもの <u>133,500 円</u> (イ)～(キ) [略] カ [略]
--	--	--

イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの
133,500円

(イ)～(キ) [略]

ウ [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新座市建築基準法等関係手数料条例（次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に申請を受ける事務に係る手数料について適用し、同日前に申請を受けた事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第 1 建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の項（建築物の計画の変更に係るものに限る。）、昇降機を含む建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の項（イ及びウに限る。）、建築物に関する完了検査手数料の項、要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査手数料の項、建築物に関する中間検査手数料の項、昇降機を含む建築物に関する中間検査手数料の項並びに別表第 3 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の項並びに別表第 4 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の項並びに別表第 5 建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項の規定は、施行日以後に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料について適用し、施行日前に建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事に着手するものに関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認申請又は計画通知手数料等を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。